

第 2 3 期
第 2 7 回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和 7 年 8 月 2 5 日(月) 午後 3 時 0 0 分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2 階 大会議室

出席委員 (1 1 名)

1. 小口 修	2. 菅原 政敏	3. 小林喜久雄
4. 衣袋 則子	5. 高橋 清吉	6. 小松 晴治
7. 児玉 匡樹	8. 新野 清	9. 樋口金一郎
10. 村上 浩康	11. 小林 孝次	

農業委員会事務局

事務局長	橋本 秀和
事務局長補佐	大滝 敏広

付議事件

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3 報告第 5 4 号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第 4 報告第 5 5 号	農用地の利用関係の調整の報告について
日程第 5 議案第 1 1 3 号	農地法第 3 条の規定による許可について
日程第 6 議案第 1 1 4 号	農地法第 5 条の規定による許可について
日程第 7 議案第 1 1 5 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取 (所有権移転) について
日程第 8 議案第 1 1 6 号	農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名 について

議 長 （会長 小林 孝次）

ご参集ご苦労様でございます。

これより、第27回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は11名全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

橋本事務局長 議長。

議 長 橋本事務局長。

橋本事務局長 議事日程を申し上げます。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、5番 高橋清吉委員 7番 児玉匡樹委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第54号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第54号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人 賃借人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇

賃貸人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	畑
地	積	796 m ²
契約期間		平成13年7月25日～平成16年7月24日
解約日		令和7年7月31日
解約の事由		相手方の要望 他2筆 報告は、以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 報告第55号「農用地の利用関係の調整の報告について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第55号「農用地の利用関係の調整の報告について」農業経営基盤強化促進法第22条に基づく農用地の利用関係の調整について、結果を次のとおり報告する。

番号1

申出人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	田

地	積	1 9 7 m ²
申 出 内 容	土地の売却のあっせん	
結 果	〇〇 〇〇 と売買が成立 報告は、以上でございます。	

議 長

説明が終わりました。ここで、1 番案件について調整委員の3 番 小林喜久雄委員よりあっせんの報告をお願いします。

小林喜久雄委員 議長。

議 長 小林委員。

小林喜久雄委員 1 番案件についてご報告をいたします。

8 月、わたくしと、庄司彰農地利用最適化推進委員の2 名で申出人 〇〇 〇〇より申請があった、大字〇〇地内の田1 筆の売買のあっせん調整を行いました。

調整の結果、白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇氏より買っても良いという話を受けました。

売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。

〇〇 〇〇氏が購入するのは、大字〇〇地内 田1 筆 1 9 7 m²で、総額〇〇〇〇円です。

農用地利用集積等促進計画による所有権の移転を行うことを、双方とも了承されました。

8 月8 日付で調整調書を作成し提出いたしました。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 議案第1 1 3 号「農地法第3 条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第 1 1 3 号「農地法第 3 条の規定による許可について」次の農地について、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号 1

申請人	譲受人	白鷹町大字	〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	譲渡人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字	〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇	
地	目	畑	
地	積	8 1 8 m ²	他 8 筆
契約の種類等		所有権の移転（売買）	
対価（10a 当り）		田	〇〇〇〇円
		畑	〇〇〇〇円
		他 1 件	
		説明は、以上でございます。	

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1 番案件について、3 番 小林喜久雄委員よりお願いいたします。

小林喜久雄委員 議長。

議 長 小林委員。

小林喜久雄委員 1 番案件について調査のご報告をいたします。

8 月 1 8 日、わたくしと、庄司彰農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター 1 台、耕運機 2 台、草刈機 3 台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人と妻と子とのことです。

技術は、本人が 3 0 年、妻 2 5 年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。
取得する農地は確認しております。
必要な農作業に常時従事すると認められます。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。次に、2 番案件について、4 番 衣袋則子委員よりお願いいたします。

衣袋則子委員 議長。

議 長 衣袋委員。

衣袋則子委員 2 番案件について調査のご報告をいたします。

8 月 2 0 日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機 1 台、草刈機 1 台を所有しています。
労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。
技術は、本人が 2 0 年の経験があり、問題ないと思われます。
遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。
取得する農地は確認しております。
必要な農作業に常時従事すると認められます。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上、ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1 番案件および 2 番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって 1 番案件および 2 番案件について許可することに決しま

した。

日程第6 議案第114号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第114号「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	田
地	積	516㎡
契約の種類等		使用貸借権の設定（一時転用）
転用目的		駐車場
		許可後から令和8年3月31日まで
		説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、4番 衣袋則子委員よりお願いいたします。

衣袋則子委員 議長。

議 長 衣袋委員。

衣袋則子委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

8月20日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

許可を得ずに従業員駐車場として利用していた追認案件です。

転用を行うに必要な資力信用については、追認案件であり、すでに転用済み

です。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、追認案件であり、すでに供用済みです。

他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用であり、利用後は確実に農地に戻します。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

日程第7 議案第115号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取（所有権の移転）について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第115「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取（所有権の移転）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき同法第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件に該当するか意見を求める。

【所有権移転】

番号1

公益財団法人 やまがた農業支援センター（中間管理機構）へ所有権の移転

地域計画区域名 ○○

譲渡人 氏名 ○○ ○○

住所 白鷹町大字○○○○○○○

農用地等の所在地

所 在 大字○○○○○○○

地 番 ○○○○

地 目 田

面 積 197 m²

農用地区域内の農地である

権利の種類 所有権移転

広告日(予定) 令和7年10月17日

引渡の時期 令和7年10月17日

対価(10a当り) ○○○○円

他1件

【所有権移転】

番号3

公益財団法人 やまがた農業支援センター（中間管理機構）から所有権の移転

地域計画区域名 ○○

譲渡人 氏名 ○○ ○○

住所 白鷹町大字○○○○○○○

農業者の区分 認定農業者

地域計画に位置付けられている者

農用地等の所在地

所 在 大字○○○○○○○

地 番 ○○○○

地 目 田

面 積 197 m²

権利の種類 所有権移転

広告日(予定) 令和7年10月17日

引渡の時期 令和7年10月17日

対価(10a当り) ○○○○円

他1筆

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1 番案件から 3 番案件について、異議なしと意見決定するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取（所有権の移転）について異議なしと意見決定いたしました。

日程第 8 議案第 1 1 6 号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件がありますので、ここで、白鷹町農業委員会会議規則第 1 9 条の規定に基づき、3 番 小林喜久雄委員 8 番 新野清委員の退室を求めます。

（小林喜久雄委員・新野清委員 退室）

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第 1 1 6 号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」農業経営基盤強化促進法第 2 2 条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づき調整委員を指名したので承認を求める。

番号 1

申出人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	畑
地	積	4 7 0 m ² 他 2 筆

申出内容 土地の売却のあっせん
指名した調整委員

小林 喜久雄 委員

新野 清 委員

説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1 番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1 番案件については承認することに決しました。

ここで、3 番 小林喜久雄委員 8 番 新野清委員の入室を求めます。

(小林喜久雄委員・新野清委員 入室)

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、第27回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第27回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和7年8月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____